



東光有限責任監査法人

Toko LLC

TOKOニュースレター

Vol. 176/2025年8月号

発行日：2025年8月15日

先日行われた参議院選挙は、今後の日本の政治の流れを左右する、ひとつの節目となりました。海外の報道では日本の民主政治の転換点といった表現も見られ、結果の持つ重みが各方面で取り上げられています。確かに、今回の選挙では、政党ごとの勢力図だけでなく、有権者の意識や社会全体の関心の変化が垣間見える場面が多くありました。支持の広がりや投票行動の傾向には、これまでとは異なる空気を感じた人も少なくないかもしれません。

また今回の参院選では、期日前投票者数が約2,618万人にのぼり、国政選挙では過去最多の記録となりました。有権者の約25.1%が期日前に投票し、2022年比で約1.33倍という大幅な伸びを示しており、全体の投票率は68.51%と前回の参議院選より6.4ポイント上昇し関心の高さがうかがえました。

最新情報（2025年7月1日～2025年7月31日）

1. 業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 7月3日	実務 指針	「監査基準報告書 700 実務指針第 1号「監査報告書 の文例」の改正を 受けた業種別委員 会実務指針等の改 正」の公表につい て	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2025年6月19日に開催された常務理事会の承認を受けて、「監査基準報告書700 実務指針第1号「監査報告書の文例」の改正を受けた業種別委員会実務指針等の改正」を公表いたしましたので、お知らせします。 監査基準報告書 700 実務指針第1号「監査報告書の文例」（以下「監査基準報告書 700 実務指針第1号」という。）の改正（2024年9月26日）を受けて、以下の業種別委員会実務指針及び研究報告の見直しを行ったものです。 業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例」（以下「業種別委員会実務指針第7号」という。） 業種別委員会実務指針第65号「投資法人における監査上の取	2025年4月1 日以後開始する 連結会計年度及 び事業年度

			扱い」（以下「業種別委員会実務指針第 65 号」という。） 業種別委員会研究報告第 4 号「生命保険会社における任意監査の監査報告書の文例」（以下「業種別委員会研究報告第 4 号」という。） 業種別委員会研究報告第 8 号「金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項及び第 2 項の適用のない生命保険会社における任意の財務報告に係る内部統制の監査の留意事項」（以下「業種別委員会研究報告第 8 号」という。）	
2025 年 7 月 23 日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第 75 号「経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく経済価値バランスシートに係る監査上の取扱い」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2025 年 7 月 17 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第 75 号「経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく経済価値バランスシートに係る監査上の取扱い」を公表いたしましたので、お知らせします。 保険会社の財務の健全性の確保は、保険行政における重要な要素の一つであり、その観点から、標準責任準備金制度やソルベンシー・マージン比率規制等の枠組みが設けられております。 我が国の保険会社を取り巻く環境やリスクの変化に相応しい規制・競争環境を整備するため、国際的な動向等も踏まえて、契約者保護、保険会社のリスク管理の高度化、消費者・市場関係者等への情報提供の観点から、新たなソルベンシー規制の枠組みである経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることとなっており（2026 年 3 月 31 日から施行）、これに向けて、2025 年 7 月 23 日に改正保険業法施行規則等が公布されました。 経済価値ベースのソルベンシー規制においては、保険会社は経済価値ベースのバランスシート（以下「経済価値バランスシート」という。）の作成を求められており、我が国のソルベンシー規制の堅牢性や算出された ESR 情報の信頼性を確保するため、経済価値バランスシートに関する監査について、保険業法施行規則別紙様式第 7 号第 13 の 3（記載上の注意）2 及び保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－17－2 等に規定されました。本実務指針はこれを受けて、経済価値バランスシートの監査に係る実務上の指針として取りまとめたものです。 本実務指針においては、経済価値バランスシートに適用される財務報告の枠組みについて検討し、特別目的・準拠性の枠組みであるとして整理しました。その上で、経済価値バランスシートの監査に係る監査契約の締結から意見の形成と監査報告に至る	—

			までの一連の過程における留意事項を示しております。 本実務指針は、2025 年4月1 日以後開始する事業年度の年度末に係る経済価値バランシートに対する監査から適用されます。 本実務指針の検討に当たっては、2024 年11 月6日から12 月6日までの間に公開草案、2025 年2月21 日から3月21 日までの間に再公開草案をそれぞれ公表し、広く意見を求めました。公開草案及び再公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたしますので、ご参照ください。	
2025年 7月24日	公開 草案	「銀行等監査特別委員会報告第4号 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 2024 年6月14 日に公布された「事業性融資の推進等に関する法律」（2026 年5月25 日施行。以下「事業性融資推進法」という。）により、新たに企業価値担保権が創設されることとなりました。 金融庁では、企業価値担保権について、金融機関から寄せられた疑問に対する金融庁の基本的な考え方を整理するペーパーとして、「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（事業性融資推進プロジェクトチーム検討ペーパー）」（以下「検討ペーパー」という。）を2025 年7月2日に公表しました。 検討ペーパーの公表を受けて、見直しを行ったものです。 内容に係る主な変更点は次のとおりです。 第7－2項 今回の改正の経緯に関する記載を追加した。 第24 項（注11） 企業価値担保権付きの融資の取扱いに関する留意点を（注11）として追加した。 企業価値担保付き融資は、従来の融資とはその性格やリスク特性が大きく異なるものであることから、将来の損失を的確に見積もるという目的の下で、多様な方法が許容され得ることが、検討ペーパーにおいて示されており、今後の金融機関の実務において参考にされると考えられます。会員各位には、銀行等金融機関の監査の実施に当たって、事業性融資推進法の趣旨や検討ペーパ	—

			一の内容にご留意いただくようお願いいたします。	
2025年 7月24日	委員会 報告	「業種別委員会実務指針第48号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に係る監査上の取扱い」の改正」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2025年7月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第48号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に係る監査上の取扱い」の改正」を公表いたしましたので、お知らせします。 電気通信事業法及び関係する省令が改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。 内容に係る主な変更点は次のとおりです。 表題、第1項、第5項(1)、第13項、第14項、第15項 電気通信事業法等の改正により、基礎的電気通信役務損益明細表が削除されたため、これに伴う修正を行った。 第5項(3) 第二種適格電気通信事業者が総務大臣に提出すべき書類についての説明を新設した。 第6項 第二号基礎的電気通信役務収支表の概要及び本実務指針に基づく監査の対象となる部分に関する説明を追加した。 付録1（経営者確認書の記載例）、付録2（監査報告書の文例）、付録3（注記例） 従来、基礎的電気通信役務損益明細表の監査の場合を前提として、経営者確認書の記載例、監査報告書の文例、注記例をそれぞれ示していたが、上述のとおり基礎的電気通信役務損益明細表が削除されたため、第二号基礎的電気通信役務収支表（第2表を除く。）の監査の場合を前提とする形にそれぞれ改めた。 上述の電気通信事業法及び関係する省令の改正により、ブロードバンドに関するユニバーサルサービス（第二号基礎的電気通信役務）の制度が新たに設けられました。この新制度の下で、支援の対象となる電気通信事業者（第二種適格電気通信事業者）は、第二号基礎的電気通信役務収支表を総務大臣に提出することが義務付けられ（電気通信事業法施行規則第40条の5の2第1項第2号）、かつ、当該収支表には職業的に資格のある会計監査人による証明が義務付けられることとなりました（電気通信事業法施行規則第40条の5の2第1項第3号）。 第二号基礎的電気通信役務収支表は、以下の3表から構成されます。 第1表（電気通信事業法施行規則第14条の3第1項各号に掲	

			げる役務に係る営業収益、営業費用等を記載する。) 第2表(第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等を記載する。) 第3表(交付金等を記載する。) 上記の3表のうち、第1表及び第3表に係る証明は本実務指針の対象となる一方、第2表は将来見込まれる収益及び費用の額等を示すものであるため、過去財務情報に該当しないと考えられることから、一般に公正妥当と認められる監査の基準における「財務諸表」の定義に当てはまらず、監査人が監査意見を表明することが困難であると考えられます。そのため、第2表に係る証明については合意された手続として整理することとし、これに対応する実務指針(専門業務実務指針 4469「電気通信事業者が作成する第二号基礎的電気通信役務収支表の第2表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」)を並行して取りまとめ、同時に公表しております。 本改正は、2025年3月31日以後終了する事業年度に係る明細表等に対する監査から適用されます。 本実務指針の見直し及び検討に当たっては、2025年6月27日から2025年7月10日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、ご意見は寄せられませんでした。	
2025年 7月24日	委員会 報告	「専門業務実務指針 4469「電気通信事業者が作成する第二号基礎的電気通信役務収支表の第2表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、2025年7月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、「専門業務実務指針 4469「電気通信事業者が作成する第二号基礎的電気通信役務収支表の第2表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」を公表いたしましたので、お知らせします。 電気通信事業法及び関係する省令の改正により、ブロードバンドに関するユニバーサルサービス(第二号基礎的電気通信役務)の制度が新たに設けられました。この新制度の下で、支援の対象となる電気通信事業者(第二種適格電気通信事業者)は、第二号基礎的電気通信役務収支表を総務大臣に提出することが義務付けられ(電気通信事業法施行規則第40条の5の2第1項第2号)、かつ、当該収支表には職業的に資格のある会計監査人による証明が義務付けられることとなりました(電気通信事業法施行規則第40条の5の2第1項第3号)。 第二号基礎的電気通信役務収支表は、以下の3表から構成されます。	

			第1表（電気通信事業法施行規則第14条の3第1項各号に掲げる役務に係る営業収益、営業費用等を記載する。） 第2表（第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等を記載する。） 第3表（交付金等を記載する。） 第二号基礎的電気通信役務収支表を構成する3表のうち、第2表は将来見込まれる収益及び費用の額等を示すものであるため、過去財務情報に該当しないと考えられることから、一般に公正妥当と認められる監査の基準における「財務諸表」の定義に当てはまらず、監査人が監査意見を表明することが困難であると考えられます。そのため、第2表に係る証明については合意された手続として整理することとし、これに対応する実務指針として本実務指針を取りまとめました。 なお、第1表及び第3表に係る証明は、業種別委員会実務指針第48号「電気通信事業者が作成する各種明細表等に係る監査上の取扱い」（以下「業種別委員会実務指針第48号」という。）の対象となります。電気通信事業法等の改正を受けて、業種別委員会実務指針第48号についても並行して改正を行い、同時に公表しております。 本実務指針は、2025年3月31日以後終了する事業年度に係る第二号基礎的電気通信役務収支表の第2表に対する合意された手続業務から適用されます。 本実務指針の検討に当たっては、2025年6月27日から2025年7月10日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、ご意見は寄せられませんでした。	
2025年 7月28日	意見	「「保険業法第百十六條第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準」等	2025年6月23日に金融庁から「「保険業法第百十六條第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準」等の一部改正（案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（業種別委員会）では、当該改正案に対する意見を取りまとめ、2025年7月17日付けで提出いたしましたのでお知らせします。	

		の一部改正（案）」 に対する意見につ いて		
--	--	-----------------------------	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 7月23日	実務 指針	「公会計委員会実 務指針第8号「地 方独立行政法人の 財務諸表に関する 監査上の取扱い及 び監査報告書の文 例」の改正につい て	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2025 年 7 月 17 日 に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員 会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上 の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しまし たのでお知らせします。 今回の改正は、2024 年 9 月 26 日付けの「監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正に対応 するため、同日付けで「監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監 査報告書の文例」」が改正されたことを受けて、検討を行ったも のです。 本改正は、2025 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査 から適用されます。 なお、本実務指針の改正に当たっては、2025 年 5 月 26 日か ら 6 月 26 日までの間、草案の公開により広く意見を求め、特段 意見は寄せられませんでした。公会計委員会内で改めて検討 し、本実務指針付録 1 の独立監査人の監査報告書の文例の（注 16）において、前事業年度以前に法定監査の対象外であった法 人が法定監査の対象になった場合の文例を追加しております。	-
2025年 7月23日	実務 指針	公会計委員会実務 指針第6号「国立 大学法人等の財務 諸表に関する監査 上の取扱い及び監 査報告書の文例」	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2025 年 7 月 17 日 に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員 会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上 の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しまし たのでお知らせします。 今回の改正は、2024 年 9 月 26 日付けで「監査基準報告書	-

		の改正について	700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」が改正され、これに対応するため、同日付けで「監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」が改正されたことを受けて、検討を行ったものです。 本改正は、2025 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査から適用されます。 なお、本実務指針の改正に当たっては、2025 年 5 月 26 日から 2025 年 6 月 26 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、特段意見は寄せられませんでした。	
2025 年 7 月 23 日	研究 報告	「公会計委員会研究報告第 25 号「地方公共団体の内部統制制度及び監査委員監査の論点と方向性」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2025 年 7 月 17 日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員会研究報告第 25 号「地方公共団体の内部統制制度及び監査委員監査の論点と方向性」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。 今回の改正は、2020 年 4 月の改正地方自治法施行により導入された地方公共団体の内部統制制度について、改正法施行後 5 年が経過し、監査委員監査の実務が定着したことや、総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の改定を踏まえ、記載内容を見直したものです。 なお、本研究報告の改正に当たっては、地方公共団体における内部統制制度及び監査委員監査の運用状況や実務上の課題等を把握するため、全国の監査委員事務局に対してアンケート調査も実施しております。 本研究報告が、公監査分野に携わる会員の理解の一助になるとともに、今後の公監査分野の更なる発展の一助となれば幸いです。	-

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025 年 7 月 16 日	研究 報告	租税調査会研究報告第 41 号「金融課税の論点整理」の公表について	日本公認会計士協会は、2025 年 6 月 19 日に開催されました常務理事会の承認を受けて「租税調査会研究報告第 41 号「金融課税の論点整理」を公表いたしましたのでお知らせいたします。 金融課税には、法人税、所得税、相続税・贈与税のそれぞれ	—

			れに論点がありますが、本研究報告は主として個人の所得税を中心に取り上げています。所得税の原理原則は所得区分に応じた課税であり、その金融商品がどの所得区分に該当するかによって課税制度も異なり、実態課税論としてはかなり複雑な体系となっており、理論的にも一部の金融商品については整理が十分でないとの議論もあります。 そこで、本研究報告では、こうした個人の所得課税における所得区分論を実体課税の側面から鳥瞰し、その上で、現行制度における論点を整理するとともに、歴史的経緯の中で生じた論点にも言及しています。 この研究報告自体で何らかの結論付けをするものではありませんが、会員の実務遂行上の参考に資することを目的にまとめています。	
2025年 7月17日	意見	サステナビリティ情報開示・保証業務特別委員会「サステナビリティ情報開示・保証のあるべき姿の検討ーサステナビリティ情報の信頼性確保に向けてー」の公表について	日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、2025年7月17日付けでサステナビリティ情報開示・保証業務特別委員会「サステナビリティ情報開示・保証のあるべき姿の検討ーサステナビリティ情報の信頼性確保に向けてー」を公表しましたので、お知らせいたします。 近年、サステナビリティに関する取組が企業経営の中心的な課題の一つとなるとともに、企業の取組に対する投資家の関心が世界的に高まっており、財務情報に加え、サステナビリティ情報開示の重要性が増しています。また、投資家の企業価値の評価とそれに基づく投資判断に影響を与えるサステナビリティ情報は、信頼性のある情報であることが期待され、第三者による保証のニーズも急速に増加してきました。 我が国では、2023年3月期の有価証券報告書から「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示が求められることとなり、また、2025年3月にはサステナビリティ基準委員会（SSBJ）からサステナビリティ開示基準が公表されました。2024年2月には、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が設置され、サステナビリティ情報の開示や保証の在り方について検討が行われ、2025年7月17日に「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」が公表されています。 このような状況を踏まえ、当協会は、2024年4月に「サステナビリティ情報開示・保証業務特別委員会」を設置し、外部有識	ー

			者として学者・企業情報の利用者の参画を得て、サステナビリティ情報開示及び保証のあるべき姿について議論を行って参りました。本議論は、資本市場において投資家が必要とするサステナビリティ情報を前提としており、サステナビリティ情報開示がその有用性と信頼性を高めることにより、企業の持続的な価値創造に結び付いていくことが重要であるという考え方に基づいています。また、こうした企業情報開示を支える立場として、さらに、高品質な保証業務を提供するプロフェッショナルとして、公認会計士・監査法人が果たすべき役割についても併せて検討しました。これらの検討を踏まえ、本特別委員会報告書を取りまとめております。	
2025年 7月30日	研究 報告	租税調査会研究報告第42号「欠損金に関する論点整理」の公表について	日本公認会計士協会は、2025年7月17日に開催されました常務理事会の承認を受けて「租税調査会研究報告第42号「欠損金に関する論点整理」」を公表いたしましたのでお知らせいたします。 本研究報告では、法人税制上の欠損金に関して、過去の税制改正の経緯を考慮し、実務上の留意点等を取りまとめたほか、諸外国における欠損金に係る税制と我が国の制度との比較検討を行いました。 具体的には、①我が国における欠損金額の制度の概要、②自社で生じた欠損金に関する法規定、使用制限、③他社で生じた欠損金を自社に引き継ぐ際の法規定及び使用制限、④グループ通算制度における欠損金に関する法規定及び使用制限、⑤我が国の欠損金の繰越控除制度と海外における同制度との比較を視点として、会員が行う税務実務の参考とされるべく研究報告にまとめました。	—

Ⅱ. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

日本公認会計士協会の経営研究調査会では毎年、会計不正の動向について研究報告をまとめています。過日に 2025 年度版が公表され、2025 年 3 月期に会計不正発覚の事実を公表したのは 56 社となりました。2022 年 3 月期 33 社、2023 年 3 月期 36 社、2024 年 3 月期 45 社、と年々増加しています。

会計不正は「粉飾決算」と「資産流用」の2つの手口がありますが、過去5年間は7～8割が粉飾決算によるものです。会計不正の防止や発見には、内部監査が重要な役割を果たすことが期待されており、大企業でなくとも重要性が高まっています。Institute of Internal Auditors（IIA）は、従来の国際的な内部監査基準である「International Standards for the Professional Practice of Internal Auditing（IPPF）」を改訂し、2024 年 1 月 9 日に新たな Global Internal Audit Standards（GIAS）を発表しました。2025 年 1 月より正式に施行されています。この基準において中小企業は、自社の規模・リソース・リスクに応じた形で、基準の「趣旨」を満たす対応が求められるとされており、そのまま遵守する必要はないものの、リスクに即した内部監査体制・手順を工夫することが期待されています。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703